

斜里町スポーツ施設 管理業務特記仕様書

斜里町

令和8年 7 月

斜里町体育施設管理業務特記仕様書

本特記仕様書は、斜里町スポーツ施設における斜里町スポーツ施設指定管理運営基準書「以下基準書」の内容を補完し、各施設の業務内容を定めることを目的とする。

1. 共通事項

(1) 屋外

ア 敷地内の建物(施設)周辺芝生及び植栽の維持管理

- ・芝生の草刈については、芝生の育成状況によるが、3週間に1度程度は行うこと。
- ・植栽については、状況により枝払いや落ち葉拾い等を行うこと。

イ トイレ清掃

- ・衛生器具、洗面台等を1日1回以上清掃すること。
- ・不足している消耗品については補充すること。

(2) 屋内

ア 共用部の清掃

- ・玄関、通路などの共用部については開館前に清掃すること。

イ トイレ清掃

- ・衛生器具、洗面台等を開館前に清掃し、1日1回以上清掃すること。
- ・不足している消耗品については補充すること。

2. 個別事項

(1) 斜里町 B&G 海洋センター体育館

① 受付業務

- ・開設期間の開館時間内は、受付業務(基準書第2-3-(3)管理運営基準に記載の①運営業務、②利用者対応業務、⑩清掃業務を言う。以下受付業務)を行うこと。
- ・海洋センター体育館の利用の他、ウトロ地域水泳プール及び海洋センタープール以外の体育施設についての受付業務も行うこと。

(2) 斜里町武道館

ア 建物内清掃

- ・建物内の清掃については利用者で行うため、指定管理者の対応は不要とする。
- ・不足している消耗品については補充すること。

イ 屋外射的場の草刈

- ・芝生の草刈については、芝生の育成状況によるが、3週間に一度程度は行うこと。

(3) 斜里町 B&G 海洋センタープール

① 管理・監視業務

- ・プールの管理、監視業務については、プールの安全標準指針(文部科学省・国土交通省通知)及び遊泳プールの衛生基準(厚生労働省通知)に基づき、適正な管理・監視体制で行うこと。

②受付業務

- ・開設期間の開館時間内は、受付業務を行うこと。

(4)ウトロ地域水泳プール

①管理・監視業務

- ・プールの管理、監視業務については、プールの安全標準指針(文部科学省・国土交通省通知)及び遊泳プールの衛生基準(厚生労働省通知)に基づき、適正な管理・監視体制で行うこと。

②受付業務

- ・開設期間の開館時間内は、受付業務を行うこと。

(5)斜里町町民公園パークゴルフ場、斜里町シーサイドパークゴルフ場

①開設前作業

- ・表示板、ベンチ等の冬囲いの取り外しを行うこと。
- ・ホールカップ、フラッグ、バンカーレーキ防球ネット等の設置をすること。
- ・芝刈り・肥料散布・目土散布・除草等を行う。また、残雪が多い場合は除雪・融雪作業を行うこと。
- ・使用する機械器具類等の点検・整備を行うこと。

②開設中作業

ア コースの芝の刈込

- ・芝の刈込高さは、グリーン 2cm、フェアウェイ 2 cm、ラフ 3 cmとし、刈込作業は週 2 回以上すること。
- ・刈り取った草は集草し、集積処理すること。

イ 除草

- ・クローバーやタンポポなどの雑草があった場合は、フォークなどで抜き取ること。
- ・除草剤を散布する場合は、用法容量等に注意して適切に使用すること。

ウ 水やり

- ・降水がない場合等、芝生維持のために水やりが必要な場合は、回数や時間帯などを考慮し行うこと。

エ 芝生補修

- ・芝生が傷んだ場合については、状況に応じ、芝の種を蒔くか張芝をして補修すること。

オ サッチ、エアレーション

- ・芝生の状態を保つため、状況により、サッチ、エアレーションなどの作業を行うこと。

③開設作業

- ・表示板・ベンチ等の冬囲いを行うこと。

- ・ホールカップ、フラッグ、バンカーレーキ防球ネット等の格納を行うこと。
- ・使用した機械器具類等の点検・整備を行うこと。

④受付業務

- ・開設期間は、町民公園内にある管理棟で受付業務を行うこと。
- ・パークゴルフ場の利用の他、テニスコート及び陸上競技場の利用についての受付業務も行うこと。

(6)斜里町営野球場

①斜里町野球連盟等での管理・協力

- ・本部席については、斜里町野球連盟が利用・管理を行うことから清掃等は不要。ただし、修繕が必要な場合は、指定管理者で対応すること。
- ・試合や練習利用前のグラウンド内のライン引き、利用後の内野整備については野球連盟等の利用者で行う。
- ・オープン前作業、クローズ作業の一部(備品等の格納、設置など)は野球連盟等と協力して行うこと。

②開設前作業

- ・開設作業で格納した各種備品等について設置を行うこと。
- ・芝刈り・肥料散布・目土散布・除草等を行う。また、残雪が多い場合は除雪・融雪作業を行うこと。
- ・グラウンド内の不陸整備のため、土の補充等を行うこと。
- ・使用する機械器具類等の点検・整備を行うこと。

③開設中作業

ア 外野芝の刈込

- ・芝の刈込高さは、3cm とし、刈込作業は週 1 回以上すること。
- ・刈り取った草は集草し、集積処理すること。

イ 除草

- ・クローバーやタンポポなどの雑草があった場合は、フォークなどで抜き取ること。
- ・除草剤を散布する場合は、用法容量等に注意して適切に使用すること。

ウ 水やり

- ・降水がない場合等、芝生維持のために水やりが必要な場合は、回数や時間帯などを考慮し行うこと。

エ 芝生補修

- ・芝生が傷んだ場合については、状況に応じ、芝の種を蒔くか張芝をして補修すること

オ サッチ、エアレーション

- ・芝生の状態を保つため、状況により、サッチ、エアレーションなどの作業を行うこと。

カ 内野グラウンド整備

- ・レーキかけなど、内野グラウンドの整地を行うこと。特に大会・試合前など、利用日程に

留意し行うこと。

キ ファールゾーン整備

- ・外野芝、内野芝と同様に整備すること。

④閉設作業

- ・開設前作業で設置した各種備品等を格納すること。
- ・使用した機械器具類等の点検・整備を行うこと。

(7)斜里町営テニスコート

①斜里町テニス協会での管理・協力

- ・クラブハウスについては、斜里町テニス協会が利用・管理を行うことから清掃等は不要。ただし、修繕が必要な場合は、指定管理者で対応すること。
- ・テニスコートの砂については、必要量を毎年補充するが、コートへの散布、整地作業はテニス協会で行う。

(8)斜里町営陸上競技場

①トラック内芝生

ア 芝の刈込

- ・芝の刈込高さは、3cm とし、刈込作業は週 1 回以上すること。

イ 除草

- ・クローバーやタンポポなどの雑草があった場合は、除草剤を散布すること。除草剤を散布する場合は用法容量等に注意して適切に使用すること。

ウ 水やり

- ・降水がない場合等、芝生維持のために水やりが必要な場合は、回数や時間帯などを考慮し行うこと。

エ 芝生補修

- ・芝生が傷んだ場合については、状況に応じ、芝の種を蒔くか張芝をして補修すること。

オ サッチ、エアレーション

- ・芝生の状態を保つため、状況により、サッチ、エアレーションなどの作業を行うこと。

②トラック及びクロスカントリーランニングコース

ア 整地作業

- ・不陸等を補修するため、かんながけなどにより整地を行うこと。
- ・必要に応じ土の補充を行うこと。

イ 除草

- ・クローバーやタンポポなどの雑草があった場合は、除草剤を散布すること。除草剤を散布する場合は用法容量等に注意して適切に使用すること。

(9)斜里町営スケートリンク

①管理業務

ア 除雪

- ・リンク及びリンク周辺の除雪については、利用者が安全に利用できるよう適切な時間、回数を行うこと。

- ・排雪は町が行うため、除雪した雪は指定の場所にためておくこと。

イ 監視業務

- ・リンク内での安全管理のため、利用者等の監視を行うこと。

(10)その他

- ・陸上競技ロードトレーニング向けに 12 キロのコースを設定しているため、1km毎にコースキロ数標識設置を行うこと。